

平成19年6月28日

各 位

会 社 名:株式会社 新生銀行  
代表者名:代表執行役社長 ティエリー ポルテ  
(コード番号:8303 東証第一部)

### 弊行に対する行政処分について

弊行は本日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第20条第2項及び銀行法第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

5月9日に発表致しました通り、弊行の平成19年3月期決算は、消費者金融業界における法規制の変更を受けて実行した数々の施策により大きな影響を受けました。具体的には、アプラスの優先株に対する減損処理、またアプラス及びシンキの普通株に対する投資損失引当金の影響で、単体ベースでは419億円の当期純損失を計上することとなり、経営健全化計画上の目標値を下回ったため、業務改善命令が発せられる結果となりました。

#### 記

##### 1. 命令の内容

- (1) 抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成19年7月27日(金)までに提出すること。
- (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
- (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成19年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に報告すること。

##### 2. 処分の理由

経営健全化計画に係る平成19年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離していることなどから、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められること。

弊行といたしましては、このような処分を受けましたことを真摯に受け止め、引き続き経営基盤の強化や収益力の向上を進めることにより、経営健全化の達成と公的資金返済に向け、全力で取り組んでまいります。

以 上